

2020年7月

植物分類学と植物品種登録の実務

1. はじめに

形質に基づいて植物同士を区別するという点で、植物分類学も植物品種登録も大いに共通点がある。本コラムでは、かつて、植物分類学の研究に身を置いた一人として、「植物品種登録」という少し異質な知的財産権について、思うところを記してみたい。

まず本題に入る前に、旬の植物の紹介から。

=旬の植物=

プラム（左側）と、かぼちやの若い実（右側）。2020年6月下旬、神奈川県内にて。



2. 近年の植物分類学の発展

私見に過ぎないが、植物分類学上の大きな研究テーマは、（1）新種を発見して分類体系上に位置づけること、（2）既存の分類体系の見直しを行うこと、の二つだと思う。

植物分類学に馴染みなくとも、（1）は、『新種』という言葉の響きだけでとても夢が感じられるのではないだろうか？今日でも、植物種の豊富なアマゾンや東南アジアの熱帯雨林を研究のフィールドに選んでおられる研究者の方々も多く、これまで25万種を超えるとも言われる植物種が発見されてきている。

（2）は一見地味だけれど、対象をどう分類するかは一種の哲学であり、正解のない点も大きな学問的魅力であった。1990年頃は、クロンキスト、ダールグレン、タクタジャン、ゾーンといった大御所が提唱した複数の分類体系が存在していた。これらの分類体

系同士は互いに大きく異なる部分もあり、学問としての奥深さを大いに感じさせたものだ。

その一方で、1990年代は、形質ではなく、遺伝子配列に基づく系統分類の概念が、植物分類学の分野にもじわじわと浸透してきた時代でもあった。学会でも、遺伝子配列に基づく系統分類の成果発表が急激に増えてきていた記憶がある。もちろん、遺伝子配列に基づく系統分類の結果が真実かどうか確認のしようなどない。ただ、遺伝子配列のデータをコンピュータに処理させれば、もっともらしく、かつ、既存の分類体系に一石を投じる答えが導きだされる。上記(2)の学問としての楽しみは、将来、大きく減退するだろうと感じたものだ。

遺伝子配列に基づく、被子植物の分類体系であるAPG体系が論文発表されたのは1998年。今日に至るまでAPG体系は改訂を重ね、既存の分類体系を過去のものにしてしまった感がある。

3. 植物品種登録の実務

次に、植物品種登録の実務に関して、少し記してみる。

ご承知の通り、植物品種登録(育成者権)は、知的財産権の一つである。植物分類学で取り扱う新種ではないが、長い年月をかけて育成された植物新品種の保護をする。出願書類では、植物新品種の形質をまとめた特性データ(特性表)等、既存の品種(対照品種)との形質の相違を示すことが求められている。

しかし、権利行使の局面では、他の知的財産権と大きく様相が異なる。出願書類に基づいて、育成者権の権利範囲を定めることは出来ない。つまり、出願書類に記載された植物新品種の特性データ(特性表)と全て一致する形質を持つ植物でも、権利侵害品であるとは限らない。侵害が疑われる植物と植物新品種とを同じ条件で栽培試験をして、はじめて権利侵害であるかが決まることになっている(現物主義)。

現物同士の比較が欠かせないところは、植物分類学にも通じる点があり、私にはとても親しみを感じる。ただ、権利保護の対象が生物である以上は止むを得ないところもあるが、育成者権の権利行使を難しくしている一つの側面でもある。

国会での継続審議となった種苗法の改正案では、出願書類中の特性データ(特性表)に基づく権利行使も改正ポイントの一つになっている。植物品種登録の制度が、知的財産権としてどのように成熟していくのか見守りたい。

以上